

令和4年度 国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度 国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立成育医療研究センターにおける令和3年度の契約状況は、表1のようになっており契約件数は401件、契約金額は103.0億円である。そのうち、競争性のある契約は203件(50.5%)、46.2億円(44.9%)、競争性のない契約は198件(49.4%)、56.8億円(55.1%)となっている。

令和2年度と比較して、競争性のない契約金額(19.8億円の増)が増えている原因は、①医薬品卸業者の1社流通品(※)を入札品目から除外し、随意契約としたこと。②医薬品大手卸業者3社の指名停止(2020年12月～2021年12月)に起因する医薬品入札で不調になった品目の緊急随意契約によるもの。

競争性のある契約件数割合が増えているのは、一般競争入札等に移行が考えられるものは移行したためである。引き続き対応していく。

※今後、バイオ医薬品・希少疾病薬など1社流通医薬品の販売が増えることが見込まれます。

表1 令和3年度の国立成育医療研究センターの調達全体像 (単位:件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増・減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	(43.0%) 165	(73.4%) 102.1	(50.5%) 203	(44.8%) 46.2	38	▲55.9
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	0	0
競争性のある契約(小計)	(43.0%) 165	(73.4%) 102.1	(50.6%) 203	(44.9%) 46.2	38	▲55.9
競争性のない随意契約	(57.0%) 219	(26.6%) 37.0	(49.4%) 198	(55.1%) 56.8	▲20	19.8
合計	(100%) 384	(100%) 139.0	(100%) 401	(100%) 103.0	18	▲36.0

注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(2) 国立成育医療研究センターにおける令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、一者応札・応募の契約件数は、90件(44.3%)、契約金額は、19.5億円(42.2%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数が増えている原因として ①研究関係の契約についてはそれぞれ研究固有の特性を有し、一定以上の精度や秘匿性を求められることから対応できる業者が少なく、1社応札・応募になる傾向が強いこと。②一般競争入札等に移行が考えられるものは積極的に移行したが、結果として対応できる業者が少なく、1社応札・応募になったため。

表2 令和3年度の国立成育医療研究センターの二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成2年度	令和3年度	比較 増△減
2者以上	件数	142(86.1%)	113(55.7%)	▲29
	金額	83.7(82.0%)	26.7(57.8%)	▲57
1者以下	件数	23(13.9%)	90(44.3%)	67
	金額	18.4(18.0%)	19.5(42.2%)	1.1
合計	件数	165 (100%)	203 (100%)	38
	金額	102.1 (100%)	46.2 (100%)	▲55.9

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、医療機器、研究機器関係及び業務委託、公募型企画競争の各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 医療機器、研究機器に関する調達

医療機器、研究機器に関する調達について、一括して入札できるものについてまとめ、公告期間等に余裕をもたせ、適正な調達を行う。

(2) 業務委託、公募型企画競争に関する調達

業務委託、公募型企画競争に関する調達について、①～④の取組を実施し、より適正な調達を目指す。

- ① 1者応札の入札が増えていることから、新規取引業者を増やすため、当センターホームページ調達情報に新規取引業者向け案内を作成する。
- ② 原則、入札公告期間を10営業日以上確保する。
- ③ 複数年契約の導入を図ることにより、委託契約金額の節減を図る。
- ④ 調達準備の早期着手により、仕様内容の充実と競争性の向上、事務処理の効率化を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 研究費等による不正使用防止及び適正な執行を行うため、不正防止計画等の諸規程に基づいた研修を毎年実施しており、令和4年度においても引き続き行う。

- ② 契約事務担当者に対し、取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底、他の職員が確実に業者とのやりとりを確認できる体制などを再度確認し、不正防止に努める。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務経理部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務経理部長
副総括責任者	財務経理課長
メンバー	総務課長、企画経営課長、研究医療課長
事務局	調達企画専門職

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一方応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立成育医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。